

令和6年矢板市議会定例会

第398回定例会議

追加報告事項説明書

令和6年9月

矢 板 市

追 加 報 告 事 項 説 明 書

令和6年矢板市議会定例会第398回定例会議に追加報告いたします事項について、御説明申し上げます。

追加報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和6年7月27日、栃木県矢板市幸岡1294番2の市道幸岡・塩田8号線上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を160,171円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。